

社會的正義に就て

藤井健治郎

『今二十世紀に入つてから、正義の研究上に所謂『社會的正義』派 („Social Justice“) なる一派あらはれて、著述に論文に盛に自説を主張してゐる』といふことを、私は本誌第一編第三號大正五年六月號に説いたことがある。その際は正義觀念の變遷を略説するのが主なる目的であつたので、特に此の『社會的正義』について詳論することを避けたいのである。そこで今改めて此派の説について述べて見やうと思ふのである。

『社會的正義』は、それに對して今假りに『個人的正義』てふ語を立てて、それと對照することによつて最も判然と、而して最も的確に其意義を捕捉することが出来る。個人的正義といふのは、各個人は互に相許し得る他の個人の自由活動を妨害せざる限り、自由活動をなし得る權能を有つてゐるものである。其權能を遺憾なく行使するこ

と出來るといふのが正義である。故に正義は個人の自由に即して存立してゐるもので、其外にあるものでない。國家若しくは社會は唯其個人に即してゐる正義を保護し、尊重して、圓滿にその行はれるやうに畫策し、設備する機關に外ならぬのであつて、決して正義其者の本質に干與し、正義を作り出す者でもなければ又個人に對して正義を賦與する者でもない。かうした意味のものが個人的正義の觀念であるとして理解する。之と對照して考察すると社會的正義は次のやうに理解される。即國家若しくは社會は正義觀念を構成する要素でなく、其外にあつて唯それを保護尊重する機關に過ぎぬと見るのは謬見である。國家若しくは社會と稱する團體の要素を認めずして正義の觀念は成立たぬ。團體は正義觀念を構成するのに不可缺の一要素である。『否管』に『一』要素であるばかりでなく、實に其核髓をなすものであつて、正義觀念の成否は一に繫つて此團體要素の有無に存するのである。かういふやうに觀念されるのが、社會的正義の觀念である。今一二の人々の所説によつて其具體的敘説を試みやう。

カーヴァーは其著『社會的正義論』に於いて正義を解釋して正義とは『或る國民の強勢ストレングスと可成背馳しないやうに、而して出來るだけ其強勢に貢獻するやうに、其國民中の各

市民の間の衝突する利益を調節することである』(一)。換言すれば正義とは『各個人間に於ける衝突する利益を調節することに關して、個人とは全く別に、國家の爲すべき道德的責務に對する名義である』(二)と、かやうにカーヴァーは觀念してゐる。それ故にカーヴァーのに循へば、正義は畢竟國家が之を作爲するもので、國家がなければ正義も亦あることないといふ義になるのである。之を前に假りに命名した所の個人的正義の見地と比較すると、餘程顯著な對照を認めること出来る。甲乙兩人の利益の衝突した場合について、個人的正義の觀念は如何になるかといへば、其當事者たる甲乙兩人の互に堪へ得る程度に満足して妥協することである。國家は其妥協點を普遍のものとなし、而してそれを支持し、強制するもので、否其事ばかりをするもので、正義其者の要素中に含蓄されてゐるものではない、かういふことになるのである。かうした對照は割合に分明に社會的正義の觀念を限定し、且其所謂個人的正義との差異點を的確にすること出来る。

オリヴァーストットに循へば(三)、正義の舊觀念と新觀念との異なる點は、彼等の人間の位置の考察如何に存するのである。舊觀念はカーストや階級やが長い人間社會を支配してゐたことを憤慨し、正義の名に於いて先づそれを打破し徹廢しや

ラと努めたのである。それ故に此場合に於ける正義の觀念は、重に各個人の『平等』てふことを意味してゐたのである。即ち個人は個人としては皆平等なもので、貴賤尊卑の差別などあるものでないといふのであつた。即ち個人を唯個人として觀たのである。然るに新觀念の人間の位置の觀方はそれと異つてゐる。即ち個人は唯個人としてのみ觀ること出來ぬ、必ず社會に交渉關係を付けて觀なければならぬものである。舊觀念の觀方からすれば、例へば之を經濟生活についていへば必ず自由放任が正義であるといふことになり、新觀念で其經濟生活を觀れば、『其需要に率て各人へ』『其實現された才能に率て各人から』といふのが正義となるのである(四)。かうしたのがオヴァーストットの解釋である。つまり正義の舊觀念は個人主義的に觀た觀念で、新觀念は團體主義的に觀たそれであるといふのが、氏の所説の要義である。だから氏の見解も此點からいへば、前のカーヴァーのと同様であるといつて可い譯である。

キルロービーの説く所は、一見した處では前二者と異ふやうである。氏は曰く、正義の本質は、之を消極的にいへば或る確定した絶對的の權利と稱するが如きものなしといふことを含蓄し、之を積極的にいへば、出來るだけ各個人に其最高の倫理的自

我を實現するの機會を與へることである。而してそれはすべての人は他人はすべて其人自らの目的を實現せんと努力する個人であり、又努力するの權利を有てゐる所の個人であると、他の個人を認めることのすべての一般的義務を含蓄するものであり、又其上に建設されるものであるといふことを意味すると、かやうに説くのである(五)。キルロービイのは斯うした説であるから、外面的には前二氏のそれと異なつて、寧ろ十八世紀以前の個人主義的見解のそれに近いやうに見ゆる。しかし少く深く叩くと彼の意味はそうでないことが分かる。第一に十八世紀以前の個人主義的見解と異なる所は、其見解では自然權利といふ確定的な、絶對的な權利を生れながらの人間に認めて、凡そ人間ならば必ず此權利を有てゐるものであるとなし、正義は此自然權利の妨げない行使に存すると説くであるが、キルロービイはそうした意味の自然權利を認めない。是が非常に大なる差異である。次に各個人に其最高の倫理的自我を實現するの機會を出來るだけ多く與へるのが正義であるといふ説は、是は彼自らのいつてゐる通り(六)グリーンの自我實現主義から考へ出されたものである。グリーンの自我實現主義は、第三者がそれは個人主義であると批評すること出來る契機を含蓄してゐるのは事實であるが、しかし、グリーン自らの考案では決して個人

主義ではないのである。何となればグリーンからいへば社會は個人と同一のエンチチの他の半面で、個人を離れて存する別種のエンチチでない、從て自我の實現は唯社會の中に於いてのみ可能であつて、社會以外に於いて自我を實現するなどいふことは絶對にあり得べきことではないのである。かうした思想でグリーンはむしろ個人對社會の二元觀を超越して個人 \parallel 社會といふ一元觀を立したと思つてゐるのである。キルロロビはそうしたグリーンの思想を直に採用し、利用した様であるが故に、他の第三者の評論は姑く措き、少くともキルロロビ其人の考では、彼の正義觀念の解釋は個人主義的であると見てはゐないのである。否個人と社會との對立を超越した一段高所に立てる立場であると信じてゐるに相違ない。それ故にキルロロビは正義を定義するに方て、國家とか社會といふ團體を表出するの語をこゝ用ゐてゐね、彼の意味は所謂團體主義を標榜してゐる前二者のそれと異ふ方向へ向つてゐるものでない、否、それ等をも攝して、それ以上の高い立場に止らんことを期してゐるものである。かうした譯であるから、自我實現主義の立場から觀たキルロロビの正義も、やはり一種の社會的正義であると謂はざるを得ない。

- 1) Carver, essays in social Justice' 10-9.
- 三 Overstreet, Philosophy and the New Justice, (in International Journal of Ethics, vol. XXV, 1915, 288-289, Overstreet, *ibid.*)
- 四 Willoughby, Social Justice, p. 21.
- 五 Willoughby, *Op. Cit.* pp. 20, 23.
- 六 Willoughby, *Op. Cit.* pp. 20, 23.

二

余は前第一節に於いて、社會的正義とは如何なる觀念であるかを述べた。進んで其詳細に互る批判的研究に入る前に、如何うして之が倫理研究上の一問題となるやうになつたか、先づその事情について論述したいと思ふ。

正義とか、人道とかいふ語は、ミルが既に示唆した通りに、(一)其抽象的廣義に於いては、殆ど『道德』又は『善』てふ語と同義に用ゐられる語である。だから正義・人道は、折々道德・善といふ代りに用ゐられることがある。併ながら道德とか善とかいつては、餘りに抽象的であつて、人の感動を惹起しにくい、正義とか、人道とかいへば、それ等よりは幾分か具體的の觀念であるかの感じがするので、又幾分何等か吾人の針路・方向を示す力があるかの如き思をするので、人は自分で何事かを爲さうとする時には、必

ず正義人道を標榜し、又他人の舉動を攻撃しやうとする時にも、必ず正義人道の名に於てする、例へば現時聯合各國が、敵國獨逸を攻撃する時には、毎に正義人道の名に於いてするやうなものである。又愛國者人道家等が國家社會の革新を圖らうとする時などには、必ず正義人道を其旗幟とするのである。斯うした譯であるから、正義人道は如何なる時代、如何なる事情の下に於いても、倫理研究者の時事問題となり得る性質のものである。併し近時歐米の倫理研究者が其一般的性質以上に、特別に緊急な問題として正義を熱心に研究してゐるのには、そこに何等か特別な事情が絡んでゐなければならぬ筈である。然らば其特別な事情とは果して何であると見るべきであらうか。

私はそれは歐米に於ける近時社會上の不安アンレストであると同觀したい。顧みれば遅くとも十九世紀に入つてからは、歐米の社會には一としてゾムバルトの限定したやうな意味の社會運動、即ち貧民自身の自覺と其運動とによつて、彼等が當然享受すべき筈の權利を恢復し、且之を伸暢せんとするの運動(三)の起てゐない所はない。或は勞働時間(四)の短縮の爲めに、或は勞銀の増加の爲めに、或は勞働者の各種の保險の爲めに、或は失職者の保護の爲めに、或は示威運動となり、或は同盟罷工となつて現はれてゐる。

而かもそれ等の運動は漸次組織的となり、漸次大規模のものとなつてゐる。而して中には比較的穩和な者もあるけれども、又時には非常に過激な者もあつて、終に暴民モツプ的運動となつたものもある。中には經濟上の現制度の下に於いて出来るだけ彼等の權利を主張し、彼等の状態を改善せんとしたものもあるが、中には又現制度を根帯から破壊し、顛覆してしまつて、全然新たな組織の社會を再建しやうとした者もある。而して歐米に於いては今日の社會の組織秩序を作り、之を支持して行く根帯の力は今日の法律である。其法律の根本の思想である。だから現代社會を改造せんには、其法律と、法律の思想とを變改しなければならぬ。それをなすのには法律の支持者たる國家の改造を圖らなければならぬ。かうした思想からして其社會改造運動は、直に國家改造運動に接することとなるのである。従つて富豪階級、資本家階級に對する反抗運動は、自然に政治的權力者に對するそれとなるやうなこともあつたのである。中には現在の制度に於いて認容されてゐる手續によつて漸次改善を期さうとする、所謂『國會主義』の運動もあるけれども、中には所謂『直接行動』によつて一舉に現制を破壊してしまはうとした、極めて過激なものもあつた。かうした所謂社會運動——それは經濟問題、生活問題を中心とした社會運動と直接關聯して家庭問題、

結婚問題、賣娼問題なども起つてゐる。だから歐米近時の社會は、一面から觀れば物資は豊富になるし、而して富豪階級のは勿論、貧民階級の中でも、不足不満をいひながらも、其生活は向上するし、凡そ人間の生活に必要な施設は一として缺けることなく、其上日々夜々に改良完備されて愉快なものとなるし、それは洵に立派な極樂のやうに見ゆるが、他の一面から觀れば、常に險惡な暗流が渦いてゐて、動もすれば其上を通る船舶を覆へし、それを呑んでしまはうとしてゐるやうにも見ゆる。歡樂榮華安泰同慶、此等の感情もあるが、それはむしろ現代文明の上澄に酔て、沈著に摯實に省察しない時の浮いた感情で、一たび吾に復へて沈思默慮すると、そこに何者か自分の生命を舐め盡さうとしてゐる或る恐しいものが潜んでゐるやうな、重苦しい氣分が現はれて來る。之が歐米近時の社會意識であるまいか。是が私が近時歐米社會の不安と云ふのである(三)。

然るに此不安の實相を解剖して見ると、皆正義を其樞軸として逆捲いてゐる濁流の渦である。道德や善と殆ど同義に見られる廣義の正義でなく、實に其特殊の意義に於ける正義の周圍に渦いてゐる不安である。資本家が飽くまで利益を壟斷するのが正義か、勞働者が血眼になつて其分配を請求するのが不當か。勞働力ばかり有

64

てゐて資本を有たぬ労働者が自由に資本に觸れ得るやうに請求するのが無理か。吾等は唯吾等の有つてゐる労働權を認めよといふのである。決して他人の慈悲憐憫を要請するものでないといふ労働者の言は、之を唯彼等の捨鉢の暴言としてのみ聽くべきであらうか。實に近時の歐米社會は『生存競争より權利競争へ』推移し、權利の爲めの戰をなしつゝあつたのである。然るに其權利なる觀念は、正義の觀念なしに成立つものでない。従て權利の爲めの戰は、やがて特殊の意義に於ける正義の戰となるのである。かうした譯から産業革命以後の歐米社會では、正義の問題が倫理研究の中心問題となつたのである。

一 J. S. Mill, Utilitarianism.

二 Sombart, Sozialismus und soziale Bewegung in 19. Jahrh. 5. Aufl. S. 102.

三 社會運動の歴史は文献甚だ多い。私の重に利用したのは前掲の書の外に、Mehring, Geschichte der deutschen Sozialdemokratie; Schweidler, Die österreichische Sozialdemokratie; Munkle, Geschichte der sozialistischen Ideen im 19. Jahrh.; Cheyney, Industrial and social History of England; Villiers, The socialist Movement in England; Sidney and Beatrice Webb, History of Trade Unionism; L. Staud, Begriff der Gewerkschaft de. und Konigthum, Republik, de. 譯りあり。

正義の問題を倫理的考察の中心——その中心は單に論理的遊戯、若しくは知識欲の満足といふが如き、冷淡な而して輕閑な中心でない、生きるか死ぬるか、まさに眞劍で解釋しなければならぬ中心である。その倫理的考察の中心へ正義の問題を引き出したのは正義の問題である。そは如何なる次第かなれば、産業革命を惹起した物質上の原因は蒸汽機關の發明、改良、進歩で、思想上の原因は個人自由主義である。而して其個人自由主義の根柢をなすものは自然權利論で、其結果と見るべきは自由放任である。而して其自然權利の行使も、自由放任の主張も、皆等しく正義の名に於いてされたのである。其場合に於ける正義は平等觀、個人主義から解釋された正義である。即ち人間は自然的には皆平等なもので、或る職業、或る事業を選擇し、經營するのは皆個人の自由である。個人は他の個人のそれを妨害せざる限り、其自由を行使するのは正義である。又其の自由を妨害せぬのが正義である。だからアダム・スミスは『各個人の自由は正義の公平なる統制に依存する』(一)といつてゐる。かうしたのが歐羅巴の十八世紀以前の近世の正義の意味であつたのである。然るに其正義觀念に従てなした所の歐羅巴の經濟生活は、蒸汽機關の發明及應用と共に、終に産業革命となり、貧富の懸絶となり、階級意識の過敏となり、而して、終に前節に述べたやう

な社會的不安を醸すに至つたのである。即ちアダム・スミスの『富國論』の原理で組織されたる經濟生活は、人間生活に取て良かるべき筈であつたのが實際は社會上に不良な結果を現はしたといふことになつたのである。そこで其由て來つた原因を考覈してそれを改良しなければならぬといふことになつたのである。そこで十八世紀の末、十九世紀の初には如何にせば經濟生活と人間の幸福とを調和せしめること出来るかといつたやうな研究が盛になつたのである。斯くしつゝ、あの間に其究竟の原因は正義觀念の如何に存するものであると看取して、さてこそ正義觀念の改造に注意するやうになつたのである。是れ私が正義問題を惹起したのは正義問題であるといふた所以である。

かくして十九世紀の初の倫理・經濟・政治等の事を科學的に考察するものの興味を中心に惹起された正義の問題は、種々に考察された結果として一層の混雜と紛糾とを重ねるやうになつたのである。それは正義の本質を考察するものの中に、現代資本主義の中に含蓄されてゐる正義觀念を其儘に承認し、之を謳歌するものもあつたので、現代資本主義の缺陷を意識し、之を改造しなければならぬと考へてゐた他の思想家は、之が爲めに一層激勵されたからである。謂ふ所の資本主義の正義觀念を謳

歌する思想とは、如何なる思想を指すかなれば、それは進化論の上に基礎を置いてゐると自ら考へてゐる所の差別観個人主義のそれを指すのである。人々は皆個人自由の地盤の上に經濟上の競争をしてゐる。是れ既に正義である。而して既に競争をする以上は、優勝劣敗の結果の現はれ来るは進化論上當然のことであつて、如何とも、すること出来ないのである。優勝者が資本家となり富豪となつて益多くの富を獲得し、劣敗者が勞働者となり、貧民となつて、愈其貧を重ねるやうになるのは、洵に自然の成行、正當の順序であつて、富の分配は各人の能力の多寡に率ふべしといふ正義の觀念に合致したることである。能力あつて資本家となり、富豪となつたものが其能力に釣合はぬ少額の富を得たり、實力ないが爲めに勞働者となり、貧民となつたものが、其實力に不相應に多分の富を取つたりするこそ不正不義の甚しいものである。かやうに考へれば、現代資本主義の中に含蓄されてゐる正義の觀念は、實に正當のものであつて、何等改造の要ないばかりでなく、益それを助成して、以て社會の經濟的進歩を圖るべきである、かうしたのが差別観個人主義から考へられた、現代謳歌の正義観である。

もない。而して此の『力は權利である』といふ思想は古く溯れば希臘にまでも溯ること出来る。(二)思想であるが、近く十九世紀の初に於いて、國家論の方面からフイヒテヤ、ヘーゲルによつて唱道された思想であり、又其中頃近くに至りマックス・スチルナー(三)によつて個人主義の立場から、甚く力強く絶叫された思想であるといふと出来る。此素地したぢのあつた處へ生存競争・自然淘汰而して優勝劣敗を説く所の進化論が提唱されたので、『力は權利である』といふ思想を懷抱してゐた思想家は、是ぞ自分等の説に絶對的確實性を與へる科學的後援であるとなし、直に取て自家藥籠中のものとしてしまつたのである。『生きやうとする意思』から『權力を得やうとする意思』へ考を進めたニイチュの『超人』道德觀は一千八百七十年代の末から始まつて、八十年代には其絶頂に登り詰めてゐる。而してニイチュの此『超人』道德觀が世界の各方面の思想に甚大の刺撃を與へてゐることは論述すべくあまりに明白である。その後九十年代になつてからベンジャミン・キッドなどが『社會進化論』を書いてゐる。彼は其中に於いて『進歩のある所そこには淘汰は避けること出来ず、而して淘汰は同種類のもの競争を含蓄す』(四)と説き、『生活の法則は古往今來常に同一なものであつた。間斷ない而して遁れることとの出来ない争闘と競争、間斷ない而して遁れることとの出来ない淘汰と排斥、間斷な

い而して遁れること出来ない進歩』(五)と述べ、而して此競争と進歩とに對しては、毫も理性の制裁ないことを論じたのが、『社會進化論』の眼目の一つであつた(六)。

マロツクが『貴族主義と進化』を書いたのはキッドよりも四五年後のことで(七)、『社會主義批判』を出したのはそれよりも更に十四五年後のことである。(八)『貴族主義と進化』はカローライルの詩的な而して又哲學的な『英雄崇拜論』の偉人史觀を散文的に而して又生物學的に化したものである。カローライルの英雄又は偉人といふ概念の代りにマロツクは『才能のある人』といふたのである。此才能ある人が社會の文化を作り、其進歩を促すものである。だから其才能ある人の作業活動を觀ることなくして社會の實相を窺知すること出来ぬ。然るに近時の社會學者は大切な此關鍵をば棄てて而して唯『凡衆』の活動といふ點から社會の實相を説明しやうとするから謬見に陥て來るのであるといふことを述べたのである。『社會主義批判』は彼の此の一般的な考察を、殊に社會問題に向けて論じたもので、資本家・富豪は才能ある人で、勞働者・貧民は不才の人である。富の分配に於いて才能ある人が多く取り、不才の人はそれ相應に得るのは是れ當然の事柄である。今日の工場組織に於いては職工勞働者も大切に相違ないが、それよりも其工場經濟を支配し、管理する人々は更に大切である。

70 工場經營をやつて或は利し、或は損するの機は、一に繫つて其支配者の肩に存するのである。其支配者が才能ある人であれば利し、不才の人ならば然らずである。然らば今日の工場組織に於いて利する所あればそは支配者の才能によるのである。然らば、其支配者が其利得を取るのは當然の事柄で、何處に不正のことがあらうか。才能のない癖に吾等にも其利得を分配せよといふ職工・労働者の揚言こそ不當至極のものであるといふのが、『社會主義批判』の本旨である。

- 一 Adam Smith, *Wealth of Nations*, p. 566.
- 二 *Thrasymachus*.
- 三 Max Stirner (K. Schmidt), *Der Einzige und sein Eigentum*, 1844.
- 四 B. Kidd, *Social Evolution*, p. 37.
- 五 R. Kitt, *Social Evolution*, p. 41.
- 六 R. Kitt, *Social Evolution*, p. ch. III.
- 七 W. H. Mallock, *Aristocracy and Evolution*, 1894.
- 八 W. H. Mallock, *Critical Examination of Socialism*, 1908.



前節に叙述した貴族主義又は差別觀個人主義の正義觀と、グロイシッスや、ホッブスや、

ロクや、アダム・スミスなどを代表者とする平等観個人主義のそれとを比較して考察するに、正義の觀念其者としては、何等著しい差異のあることないのを發見するのである。試みにミルの説いた正義觀念の六義を目安として比較して見るに、第一の成文法に循ふ適法の意義でも、第二の理想法に循ふ適法の意義でも、第四の守約の意義でも、第五の公平 (impartiality) の意義でも、平等差別兩方いづれも之を認容する所の意義であることは疑のないこととて、殊に其第三義の値打に従てといふ意義は、兩者の最も方強く唱説する所である。唯第六義の平等といふ意義については、兩者の觀る所幾分異なる所あるであらう。しかし是れとて深く考察すれば一見して異なる程異なるものでないことを發見するのである。何となれば差別観個人主義は個人を其内容方面から觀て、さやうに説を立てゝゐるので、其差別ある個人が其力に應じて活動するに當つては、それ／＼分相應に働くことを妨げないのである。即ち活動の社會的形式はすべての人に平等に許されてゐると觀るのである。かやうに差別観個人主義でも或る意味に於いての平等を認めてゐるが故に、此意義に關しても平等観個人主義のそれと著しい差異のないものである。

此の如く差別観個人主義の正義觀は、平等観個人主義のそれと著しい差異のない

72
のに拘はらず、歐米軌近の思想界に強い突撃を與へたのは、如何なる譯かなれば、平等觀個人主義は近時の社會的不安に鑑み、是は正義の觀念其者が誤てゐるから起つた現象でない、唯其正義が行はれないから起つた現象である。だから正義の觀念其者を改造しなければならぬ必要はないが其正義が容易に事實に行はれるやうに社會的組織を改造しなければならぬと考慮を加へつゝあつたのに、(一)對して、差別觀個人主義は其社會的不安にも拘はらず、飽くまでも賢者能者強者の權力即權利を振廻して、庸者劣者弱者の服従又は從順を強いたものである。即ち資本主義の長所と共に其短所をも共に含めて、それで強て押し切てしまはうとしたのである。それが差別觀個人主義の正義觀が、歐米軌近の思想界に異常な刺撃を與へた所以である。併ながら自由競争淘汰進歩は多くの思想家等が既に示唆した通り、所謂一將功成て萬骨枯れるの現象であつて、人生に悲慘な半面を與へる現象である。だが、自由競争淘汰進歩が社會進化の鏡則であるならば、此半面の悲慘も忍ばねばならぬ譯であるが、しかし如何にも忍び難いことである。そこで社會の進歩を妨げないで而かも其悲慘事を取除くか、取除くこと出来ないまでも、それを緩和するかの道を取りたいといふのは人類の希望である。キッドが理性には社會進化の條件を支配する力はないが、他

にその力を有つてゐるものがある。それは宗教である。宗教は眞に人間的な社會進歩の要件であると論じたのも、又キッ下の此思想を繼承したのであらうと思はれる。ビ・イー・モーアの思想も、イー・ケリーの思想も、皆其避くべからざる人類の希望から生れたものである。モーアの考によれば(三)、吾人の理性からすれば、優勝劣敗、極言すれば、弱肉強食の人生の眞理であり、實相であることを認めざるを得ない、併ながら吾人の感情からすれば、其實相の餘りに悲惨なることを感ぜずにはをられない。吾等人間は單に理性的生類でもなければ、又感情的動物でもない。理性と感情とを兼ね具へたるものである。故に吾等人間社會に於ける正義は、此理性と感性とを俱に満足せしめる底のものでなければならぬ。正義とは『理性が感情や欲求の上に立て力を有し、而かも此理性の優位が内心の喜悅と承認した平和とを伴ふ時に起きる所の精神の支配及其調和的均衡を謂ふのである』(三)と、かうしたのがモーアの思想である。

ケリーは右とは幾分異つた見地から正義を解釋してゐる。優勝劣敗、露骨にいへば弱肉強食は生存競争の實相で事實であるけれども、それは生物界の自然的競争であつて人間界のそれではない。人間界に於いては國家の政治や、法律の庇護なるものがあつて、自然的には賢不肖能不能強不强の差別があるものでも、それ等の自然的

差別を超越して平等のものによつて競争すること出来るのである。故に生物界に見るやうな自然的競争は人間界の正義ではない、人間界の正義は國家の政治、法律の命ずる所に従つて克く之を恪守し、以て競争する所に存する。是がケリーの正義觀である(四)。

成る程かうした思想でも、差別觀個人主義若しくは貴族主義の、今日の資本主義の弊を更に助成するやうな正義觀を幾分か緩和すること出来やう。しかしながら翻つて考察すると此等の思想には首肯し難い點が多々含まれてゐる。第一理性といふものはキッドや、モリアのいふやうに、單に優勝劣敗といふ慘酷な方面ばかり支配するものであらうか、理性を道徳の根蒂なりと觀る所の理想主義の倫理學者の説は、すべて取るに足らざるの謬見であらうか。理性と宗教、理性と感情、是等は必ず調和融合すべきものであるが、調和融合するものとせば如何にしてそれが可能であるか。此等の問題が解釋されなくては、キッドや、モリアの説を容易に承認すること出来ぬ。

差別觀個人主義の正義觀には、むしろ現代の社會的不安を一層激成する傾向があり、平等觀個人主義のそれは自分自らで却て躊躇の態度を取つたので、現代歐米社會の不安の渦の中心をなしてゐる所の正義問題は、他に其解決を求めねばならなかつ

たのである。其解決を與ふべく揚言して起つたのが即ち『社會的正義』の説である。

一ゼー・ホッセルは倫理に於いては功利主義を唱へ、經濟學に於いては所謂正統派の脈を傳へ、政治に於いては是亦英國風の自由主義を取つた人である。而して是等を總括して考察すれば、矢張個人自由主義が彼の思想體系の根柢をなしてゐるといつて可い。殊に其經濟學は自由主義を取つた正統派の説を傳へた書物であるといはれてゐる。それにも拘はらず、彼は "If the choice were to be made between communism with all its chances, and the present state of society with all its sufferings and injustices, if the institution of private property necessarily carries with it, as a consequence, that the produce of labour should be apportioned as we now see it, almost in a inverse ratio to the labor--the largest portions to those who have not worked at all, the next largest to those whose work is almost nominal, and so in descending sense, the remuneration dwindling as the works grows harder and more disagreeable, until the most fatiguing and exhausting 1 odily labor can not count with certainty on being able to earn even the necessary of life,--if this, or communism, were the alternative, all the difficulties, great or small, of communism would be but as dust in the balance" (Bk. II. ch. 1) と述べてゐる。かく述べたることは明かに個人自由主義ばかりであるといはねばならぬ。

二 P. F. More, Aristocracy and Justice, (International Journal of Ethics) 1915, 103—133.

三 P. F. More, Aristocracy and Justice, p. 110.

四 E. Kelly, Justice and Democracy.

III

私は嘗て西洋に於ける古代の正義觀は團體主義的の觀方であり、近世のそれは個人主義で而して軌近のそれは再び團體主義的になりつゝあることを述べたことがある。而して今日でも猶此見解を持してゐるものであるが、右の中で、軌近の觀方が團體主義的になつたといふのは實に此『社會的正義』の見解を指したものである。

社會的正義の要契は、既に第一節に叙述したやうに、之を個人的正義に比較して、社會又は國家を其直接の要素とする點にある。ミルの六義なども、暗々には社會又は國家の存在を豫想してゐるのは勿論であつて、其豫想なしには彼の六義も理解すること出來ぬのであるが併し、社會又は國家は其直接の要素でない。然るにカーヴェアの正義觀は言ふ迄もなく、キルロビのそれでも、社會又は國家を其直接の要素としてゐる。何故に此の如き變化を來すやうになつたかといふ社會的事情も、略前に述べたのであるが、今改めて其要點を挙げれば、個人主義的正義觀の緊要點と見られてゐる(イ)自由契約、(ロ)自由競争は、今日の實狀に於いて決して公平なものでない、又(ハ)富の分配なども、必ずしも均衡を得てゐるものでない。彼の都市の勃興、交通機關の發達の爲めに、其附近の土地所有者が、一厘の資本も卸すことなく、一臂の勞も加へることなく、莫大の利益を得るが如きは其著しい一例である。又(ニ)私有財産制即ち所

有權の^〇尊^〇重の如きも決して絶對的のものでなく、公の幸福發達の爲めには多少制限されねばならぬ事柄が陸續として、現はれ、又事柄によつては寧ろ私有を禁止して、公有にする方が、社會又は國家の幸福發達に都合宜い事柄も愈現はれて來たのである。猶此等の外にもあるが、それを略すとして、さて此等の諸點だけでも個人主義的正義觀からは到底解釋のつかぬ問題がある。そこで此等の新しい經濟事象を解釋すべく起つたのが『社會的正義』である。

然らば斯かる社會的正義で正義の觀念は完うされ、正義の問題は總て解釋し盡くされるかといふに、社會的正義派にもカーヴァーやオヴェースト、リートのやうに、功利主義の上に立てるらしく見ゆる者とキルロービーのやうに理想主義の上に立てる者との差異があるからして、一概には言ひ難い點もあるが、少くとも功利主義に立脚する社會的正義派は正義は社會が作爲して之を個人に分賦する者であるかの如くに説くのであるが、それは謬見である。若し其論の如くば、個人は唯社會の奴隸のやうになり、道具のやうになつてしまつて、彼等は何等權利といふものを主張すること出來ないことになる。グリトンが明瞭にいつたやうに權利は或る意味に於いては、『本^{ネイト}具^{ナチュラ}的』又は『自然的』といはれる。グリトンは生れながらに事實として存在してゐると

78
 いふ意味に於いては權利は『本具的』とも『自然的』ともいはれないが、人間の人間たる所以の道徳的性能から生れ、又其道徳的性能を完成せんが爲に缺くべからざるものであるといふ意味に於いては、權利は『本具的』又は『自然的』をいはれるのであると説いてゐる(一)。此の如く個人の人格的獨立を認めて始めて權利を謂ふこと出来る。權利をいふと出來て、始めて正義を謂ふと出来る。マックス・ステルナーは、予を攻撃する虎は、それは、虎の權利であり、其虎を打殺す予は、それは予の權利であるといつてゐる(二)。是はステルナーの權力主義の見地に立てばしかいへるのであるが、しかし是は權利の觀念の濫用であつて、決して其正當なる用方でない。何となれば權利の觀念は義務の觀念と correlative のものであつて、義務の觀念を待たずして權利の觀念あること出来ない。如何に虎が予を攻撃するのが自分の權利なあると信じたにしても、予に虎の權利を尊重するのが予の義務であるといふ意識がなければ、その虎の權利といふは空語である。それと同様に、予は其虎を打殺すのが自分の權利であると威張つた處が、虎に予の其權利を尊重する義務の觀念がなければ、予の權利といふも亦空言に外ならないからである。して見れば正義は單に社會が作爲して之を個人に分賦するものとのみとは認めること出來ぬ。正義は人格者としての個人の上にも基

礎を有てゐるものと見なければならぬ。

次にオヴァー・ストロートの如きは『其需用に従て各人へ』其實現された才能に率て各人から』といふのを正義觀念の最高原則としてゐるが、是は既にゴッドキンが彼の所謂相互主義に於いて熱心に主張した處で、又カペーなどはそれを彼の新社會の標語としたのである。然しながら是は抽象語として唯其文句だけを解けば多少意味のあるやうであるが、其の實際的規範としては殆ど無意義（インセンズ）に近いものにあることは、同じく社會的正義派のキルロービの既に唱破した處である。此點は私は曾て丁酉倫理會講演集に論じたことがあるから略しておく（三）。

次に正義の問題に入つて考ふるに、此社會的正義の觀念で現時の社會事象、殊に經濟事象は一々遺憾なく説明して盡され得るか。個人の企業經營に對する社會又は國家の干渉の程度は如何。個人の所有權に加へる社會、國家の制限の程度如何。個人と個人との間に結ばれる自由契約に干與し得る國家の權能の程度如何。又國家は國家内の自治團體又は一私人が營み得る獨占的性質を帶ぶる事業の種類、程度如何。其他數へ來れば幾何にても擧げること出来るが、此等の問題は皆正義に關した問題であるが、社會的正義の觀念で、此等の問題をすべて遺憾なく解釋すること出来る

80
 るか否や。カ「ヴァ」なり、キ「ルロビ」なりはそれを期してゐる譯であるが、實際は未だ出来てゐない。

此等から考へ來ると今後の正義に關する研究の問題は、既に個人主義的見解の立と、團體主義的見解の反が、あらはれたから、此兩者を統一した合は如何なるものであらうかといふことになるであらう。加之個人主義見解の立が、團體主義見解の反に取て代はれるやうになつたのは人間の目的觀念と聯關してであるから、今後は又その問題も研究すべきものと思ふ。

1 Green, *Philosophical Works*, vol. II, p. 385. 猶 *Benjamin, Stammler* 等の書を參照。

2 Mar Stirner, *Der Einzige und sein Eigenhum*, Reel, Ansg. S. 223.

3 丁酉倫理會講演集 大正四年十一月號『平等の語意義について』